

公 告

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号）第 16 条の規定により公告する。

令和 7 年 5 月 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 調達内容

- (1) 業務名
令和 7 年度広島県庁舎汚水槽・雑排水槽・屋外排水枥等清掃に伴う汚泥処分業務
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 24 日まで
- (4) 履行場所
広島県内
- (5) 委託する産業廃棄物の名称（予定数量）
ため枥への残留土 （7t/年）
ビルピット汚泥 （35t/年）
- (6) 入札方法
1 t 当たりの単価で入札に付する。
- (7) 契約方法
契約は単価契約とする。
- (8) 入札書の記載方法等
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する金額を加算した金額（10 パーセントを加算した結果 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を中間処理（焼却）の区分で受け、産業廃棄物の種類に汚泥を含むものであること。
- (3) ビルピット汚泥の焼却を行う焼却施設で、同一場所での焼却能力の合計が、日量 14 t 以上及び焼却施設に付随した 70 t（又は 70 m³）以上の保管施設をもつ者であること。
- (4) 県庁舎（広島市中区基町 10-52）から施設までの距離が概ね 30km 以内であること。
- (5) 施設に付随して計量法による計量器が設置され、受入の汚泥量（重量）を計量することができる者であること。
- (6) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (7) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第 11 項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
- (8) 本件調達に係る業務を第三者に委任又は請け負わせることなく、全て履行できる者であること。

3 入札手続等

- (1) 入札説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法
ア 交付場所
〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号
広島県総務局財産管理課（広島県庁舎本館 3 階）
電話（082）513-2301（ダイヤルイン）

イ 交付期間

令和 7 年 5 月 19 日（月）から令和 7 年 5 月 29 日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、又は広島県ホームページからダウンロードすること。

(2) 入札参加資格の確認

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書及び誓約書のほか必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和 7 年 5 月 29 日（木） 午後 5 時

エ 提出方法

持参、郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成 14 年法律第 99 号〕第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）又は電子メールによる。ただし、郵送等又は電子メールによる場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和 7 年 6 月 3 日（火）までに通知する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 日時

令和 7 年 6 月 17 日（火） 午前 10 時 30 分

イ 場所

広島市中区基町 10 番 52 号

広島県庁舎本館地下 1 階 第一入札室

ウ 入札書の提出方法

持参による。電報、郵送等による入札は認めない。

4 落札者の決定方法

(1) 広島県契約規則第 19 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、施行令第 167 条の 9 の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

免除

(3) 入札者に求められる義務

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第 21 条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 調査協力

入札者は、落札者となった場合において、契約を担当する職員から入札額に係る経費内訳書（一般競争入札事務処理要領別記様式第4号の2の書式による）の提出を求められたとき及び別記様式第4号の3（労働関係法令等の遵守義務に係る確認調査票）による確認調査が実施されたとき（再委託を行う場合は再委託先を含む。）は、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。

(7) その他

入札説明書による。

6 問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県総務局財産管理課（広島県庁舎本館3階）

電話（082）513 - 2301（ダイヤルイン） ファクシミリ 050 - 3156 - 3479

メールアドレス souzaisan@pref.hiroshima.lg.jp